

意見書案第1号

新城南部企業団地の産業廃棄物中間処理施設更新許可について、厳正な審査を求める意見書

新城南部企業団地に産業廃棄物処理事業者の進出により、平成27年11月5日付で操業許可を得て産業廃棄物中間処理事業を開始した。当該産業廃棄物中間処理施設は、令和2年11月に操業更新許可の時期を迎える。この施設更新許可にあたり厳正な審査対応を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 2年 7月17日 提出

提出者 新城市議会議員 山口 洋一

〃 浅尾 洋平

〃 丸山 隆弘

賛成者 新城市議会議員 滝川 健司

〃 山田 辰也

〃 澤田 恵子

理由

この案を提出するのは、新城南部企業団地に進出した産業廃棄物処理事業者所有の産業廃棄物中間処理施設は、令和2年11月に操業更新許可の時期を迎える。

当該施設は操業開始以来、施設から発散される臭気は季節・風向によっては規制基準値を上回る事象に悩まされ、地域住民の生活にも不安を来たしている。

今回の更新許可審査にあたり市民の悩みと不安に対し、安全・安心な自然環境実現に向けた慎重かつ厳正な審査対応をされることを要望する必要があるからである。

新城南部企業団地の産業廃棄物中間処理施設更新許可について、厳正な審査を求める意見書

新城市は、3市町村合併により15周年を迎え、第二次新城市総合計画のもと、自然環境を守り、活力にあふれたゆとりあるまちを目指しています。

平成28年4月に産業廃棄物中間処理施設の操業が開始され、今日までに施設からの臭気発散に対し、新城市は、悪臭防止法に基づく指導権限者の立場から施設操業開始以前より定期的に臭気測定を実施し、臭気発散の確認をしております。

操業後の臭気発散の状況は、2号基準で規制基準値超過は6回、市民からの臭気発散に関する苦情は660件を超えるものとなっています。とりわけ、令和2年3月4日実施の測定結果は基準値を大きく超えました(1号基準値18のところ24・2号基準値25のところ34)。特に1号基準の基準値超過は悪臭防止法が規定する「住民の生活環境が損なわれる」の観点からも憂慮すべきものです。

市は、定期測定・市民苦情による測定結果から規制基準値を超えた時には、事業者に対し口頭・文書・現地指導にて臭気発散改善に対処し、加え地域住民への事業説明会開催と新城市への環境保全誓約書の提出についても幾度となく要請して参りましたが未だ具現化されておられません。

臭気発散は依然止まることなく続いています。事業者は臭気発散抑止に対する施設の改善改修等を講じておりますが、期待される成果が見られません。

本議会においては市民の悩みと不安解消、将来を担う子供たちに美しい郷土・安心な『まち』・誇りを持てる故郷を創造していくことが使命と責務であると考えております。

よって、本年11月産業廃棄物中間処理施設の更新許可時期にあたり、貴職におかれましては、これらの意向と状況を踏まえ対応されるよう、下記のとおり要望します。

記

- ① 産業廃棄物中間処理施設更新許可申請に対し、厳正な審査を求めます。
- ② 事業者地域住民に向けての事業説明会を開催するよう指導を求めます。
- ③ 事業者新城市に対して環境保全誓約書を提出するよう指導を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

愛知県知事